

令和 6 年度 障がい者(児)ホームヘルパーフォローアップ研修 開催要項

【1.目的】 増大かつ多様化する障がい者のニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、従業者の知識・技術の向上を図ることを目的として開催します。

【2.実施主体】 島根県

【3.実施機関】 社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）

【4.期日・会場・受講料】

課 程	期 日	会 場	受講料 (消費税非課税)
重症心身障がい課程	10月3日(木)	朱鷺会館 2階 小会議室(研修室) (出雲市西新町 2-2456-4)	1,000 円
基 礎 課 程	10月29日(火)、30日(水)	いきいきプラザ島根 1階 共用会議室 (松江市東津田町 1741-3)	2,000 円
サービス提供責任者課程	10月31日(木)		1,000 円
視 覚 障 が い 課 程	11月1日(金)		1,000 円
精 神 障 が い 課 程	11月6日(水)		1,000 円

【5.内容・講師】 ※別紙【日程時間割・科目・講師一覧】参照

【6.参加対象】 主として障がい者(児)ホームヘルプサービス事業所に勤務するホームヘルパー

※サービス提供責任者課程については、サービス提供責任者または、今後サービス提供責任者になろうとする方を対象とします。

【7.定 員】 各 15 名（定員超過の場合は調整させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。）

【8.申込方法・受講決定・受講料】

① **重症心身障がい課程は令和 6 年 8 月 30 日(金) 12 時まで受け付けます。**

その他 4 課程は令和 6 年 9 月 20 日(金) 12 時まで受け付けます。

② 申込期間中に「島根県福祉人材センターホームページ (<https://www.shimane-fjc.com/>)」にアクセスして、『研修受講サポートシステム』申し込みの流れをご覧ください、手順にしたがって申し込んでください。

事業所登録→職員登録→申込→事業所へ申込確認メールが到着 で申込み完了です。

※事業所登録、職員登録は初回システム登録時、1 回登録するだけで他の研修への対応が可能です。

(登録内容に変更があった場合は、その都度修正してください)

※同一事業所において複数名申し込むことは可能です(事業所内での優先順位を付してください)。

※申込みは基本的に事業所を通しておこなってください(個人での申し込みはできません)。

③ 受講を決定した場合、募集締め切り後概ね 2 週間で「受講決定通知」を送付します。

※各課程の演習および実習の人数が満たされず、実施が困難と判断した場合は、申込み締め切り後、研修を中止する可能性があることを予めご了承ください。その際は、申込者へ島根県福祉人材センターより直接連絡させていただきます。

④ 受講決定通知にあわせて受講料請求書を送付いたします。所定の方法により、請求書に記載の振込期日までに受講料をお振込みください。(振込手数料はご負担ください)

基礎課程：2,000 円/ひとり 他 4 課程：各 1,000 円/ひとり (消費税非課税)

⑤ 決定後の取り消しはご遠慮ください。やむを得ず受講取り消しされる場合は、振込期日の 17 時までに連絡頂いた場合に限り、受講料を返金いたします。ただし、返金にかかる振込手数料はご負担頂きます。

【9.そ の 他】

- ① **【視覚障がい課程】を受講される方は以下、準備ください。（移動介助実習があります）**
 - ・アイマスク（100円ショップのもので可）
 - ・お金 全金種（1万円札・5千円札・千円札・500円玉・100円玉・50円玉・10円玉・5円玉・1円玉）
 - ・印鑑（朱肉を使うタイプ）
 - ・筆記用具（ボールペン等）
 - ・傘、カッパ、長靴などの雨具（天候に関わらず準備ください）
 - ・外歩きに適した服装・リュック等両手が空く靴・歩きやすい靴（サンダル等脱げやすい靴、ヒールのある靴は不可）
 - ・防寒用衣類
- ② **【視覚障がい課程】に参加される方は食事介助実習がありますので、全員昼食を購入して頂きます。代金を持参ください。（税込600円・領収あり。受付時代金をいただきます。おつりの必要がないよう準備してください）**
その他課程に参加される方は各自昼食を準備ください。
- ③ 駐車場に限りがありますので、できるかぎり公共交通機関を利用ください。
- ④ 会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣類等で調整できるよう準備ください。
- ⑤ 研修中の録音・録画は一切禁止とさせていただきます。
- ⑥ インフルエンザなど受講者の健康状態によっては、研修を辞退いただく場合があります事を予めご了承ください。
- ⑦ 地震・台風など、やむを得ない事情により研修会を中止する場合には、研修受講サポートシステムに登録されたファックス番号宛（勤務先等）に一斉にお知らせするとともに、島根県福祉人材センターホームページにも掲載します。なお、研修当日の急な荒天等、実施の判断がつかない場合は、ホームページを確認の上、対応してください。
- ⑧ 研修受講にあたって合理的配慮の必要な方は研修受講サポートシステムにその内容を入力ください。
- ⑨ この研修は資格研修ではないため、修了証書の発行はありません。

【10.問 合せ先】

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根 2階
社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） 担当／足立・永瀬
TEL：0852-32-5975 FAX：0852-32-5956 ホームページ <https://www.shimane-fjc.com>

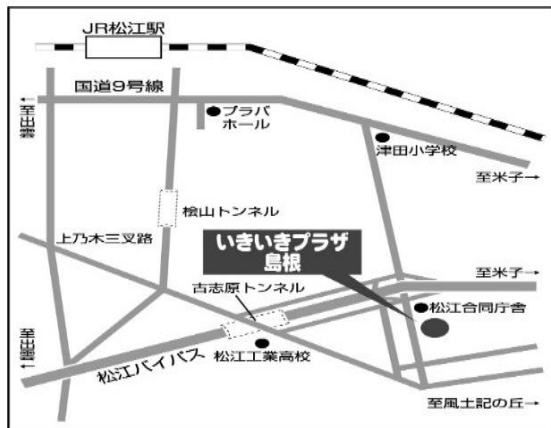
受講者の皆様に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、研修テキストや各種資料の送付、履修状況管理、研修終了後の履修証明書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。

その管理については、島根県社会福祉協議会「個人情報保護規程」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

（会場案内）

「いきいきプラザ島根」

松江市東津田町 1741-3



◆交通アクセス

バス：JR 松江駅バス停より南循環線で
外回り「県合同庁舎前」下車
（所要時間約 20 分）

「朱鷺会館」

出雲市西新町 2 丁目 2456 番地 4



◆交通アクセス

車：出雲 I.C から約 5 分
電車：JR 西出雲駅から徒歩 10 分

日程時間割・科目・講師一覧

課程	期 日	時 間	科 目	講 師
重症心身障がい課程	10月3日 (木)	12:30~12:50	受付	
		12:55~	開会	
		13:00~14:00	講義 「重症心身障害児(者)の理解」	島根県重症心身 障害児(者)を守る会 芦矢 京子 氏
		14:00~16:00	講義・実習 「重症心身障害児(者)の理解と家族の思い」 ※島根県重症心身障害児(者)を守る会の皆様と 当事者の方(お子様)に参加して頂きます	島根県重症心身 障害児(者)を守る会の皆様と 当事者の方(お子様)
基礎課程	10月29日 (火)	8:40~8:50	受付	
		8:55~	開会	
		9:00~10:00	講義 「障がい福祉施策と障がい者虐待防止」 ○障がい福祉施策のこれまでの経緯や障害者 虐待防止法を学ぶ	島根県健康福祉部 障がい福祉課
	10月30日 (水)	10:00~16:00 (1時間休憩あり)	講義 「障がい者の権利擁護」 ○サービス提供現場における権利擁護、意思 決定支援や差別解消法を学ぶ	さかた社会福祉士事務所 社会福祉士 阪田 健嗣 氏
		9:30~12:00	講義・演習 「コミュニケーションの技術」 ○さまざまな障がいに対するコミュニケーションに ついて学ぶ	社会福祉法人島根県整肢学園 東部島根医療福祉センター 言語聴覚係長 言語聴覚士 山崎 佳史 氏
		13:00~15:30	講義・演習 「障がい者支援の実際」 ○サービス提供者および当事者からの話しを 聞くことにより、サービス提供の実際を知る	松江市障がい者 基幹相談支援センター絆 管理者/主任相談支援専門員 日之蔵 里佳 氏
サービス提供責任者課程	10月31日 (木)	8:40~8:50	受付	
		8:55~	開会	
		9:00~12:00	講義 「サービス提供責任者の業務と役割」	社会福祉法人ふらっと 理事長 新田 裕之 氏
		13:00~16:00	講義・演習 ○日々の生活を当事者視点で考える ○支援者として大切な視点 (考えの枠をはずす・視点を変える・行動する)	社会福祉法人さくらの家 サービス管理責任者 山本 剛宏 氏
視覚障がい課程	11月1日 (金)	9:10~9:20	受付	
		9:25~	開会	
		9:30~16:30 (1時間休憩あり)	講義・実習 「視覚障がいのある方への対応方法」	社会福祉法人島根ライトハウス ライトハウ斯拉イブラリー 庄司 健 氏
精神障がい課程	11月6日 (水)	9:10~9:20	受付	
		9:25~	開会	
		9:30~11:00	講義 「精神疾患の基礎知識」	精神科専門医 精神保健指定医 金山 三紗子 氏
		11:00~16:10 (1時間休憩あり)	講義・演習 「障がい者の理解と対応」 ～精神障がい者ホームヘルプサービスの配慮点～	社会福祉法人ふあっと 精神保健福祉士 主任相談支援専門員 足立 須和子 氏

※講義中には小休憩が入ります